

企業会計基準第21号「企業結合に関する会計基準」等の解説

企業会計基準委員会 研究員 小林央子

I. はじめに

企業会計基準委員会（ASBJ）は、平成20年までの短期コンバージェンス・プロジェクトとして掲げた企業結合に関する会計処理（持分プーリング法による会計処理の廃止など）について見直しを行った結果として、平成20年12月26日に、次に掲げる会計基準等を公表した¹。

- 企業会計基準第21号「企業結合に関する会計基準」（以下「企業結合会計基準」という。）
- 企業会計基準第22号「連結財務諸表に関する会計基準」（以下「連結会計基準」という。）
- 企業会計基準第23号「『研究開発費等に係る会計基準』の一部改正」（以下「研究開発費会計基準の一部改正」という。）
- 改正企業会計基準第7号「事業分離等に関する会計基準」（以下「事業分離等会計基準」という。）
- 改正企業会計基準第16号「持分法に関する会計基準」（以下「持分法会計基準」という。）
- 改正企業会計基準適用指針第10号「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（以下「適用指針」という。）

この解説では、企業結合等の会計処理に関するこれまでの取扱いと異なる定めをした点を中心として、これらの会計基準等の概要を紹介するが、今回見直しを行った企業結合に関する会計処理はこれら複数の会計基準等に定めがなされているため、ここでは主たる論点ごとに解説を行うこととする。なお、文中、意見にわたる部分は、執筆担当者の私見であることを予めお断りしておく。

II. 検討の経緯

我が国では、企業会計審議会が平成9年6月に改訂した「連結財務諸表原則」（以下「平成9年連結原則」という。）によって連結財務諸表に関する会計基準が整備され、また、平成15年10月に公表された「企業結合に係る会計基準」（以下「平成15年企業結合会計基準」という。）によって企業結合全般に適用される会計基準が整備された。また、平成

¹ これら一連の会計基準等については、ASBJのウェブサイト（https://www.asb.or.jp/asb/asb_j/documents/docs/ketsugou/）で参照することができる。

15年企業結合会計基準を踏まえ、平成17年12月には、ASBJから、分離元企業の会計処理や結合当事企業の株主に係る会計処理などを定めた「事業分離等に関する会計基準」（以下「平成17年事業分離等会計基準」という。）が公表された。

特に、平成15年企業結合会計基準は、近年の法改正や我が国における会計実務、さらには財務諸表利用者のニーズ等を考慮しつつ、国際的な会計基準の動向についても検討の対象に加えながら審議を行ったうえで公表されたものであり、また、そこにおける企業結合に関する考え方も、基本的には国際的な会計基準と共通していたため、その多くの取扱いは国際的な会計基準と変わるものではなかった。しかしながら、限定的とはいえ持分プーリング法を定めていることなど、いくつかの点において国際的な会計基準とは異なっており、これらの相違点が、いわゆるEU同等性評価に関連して欧州証券規制当局委員会（CESR）から補正措置項目として提案されていた。

ASBJは、この同等性評価による日本企業への影響の重要性に鑑み、平成18年10月に公表したプロジェクト計画表において企業結合を取り上げ、また、平成19年8月に国際会計基準審議会（IASB）と共同で公表したいわゆる東京合意においても、企業結合は平成20年までの短期コンバージェンス・プロジェクトとして掲げられていた。さらに、平成19年12月に改訂したプロジェクト計画表では、改めてこれらの相違点を「企業結合（ステップ1）」として掲げ、この計画に沿ってコンバージェンス作業を進めてきたところである。

ASBJは、このコンバージェンス作業の成果として、平成19年12月に「企業結合会計の見直しに関する論点の整理」及び「研究開発費に関する論点の整理」を公表し、また、平成20年6月に企業結合会計基準をはじめとした企業結合に関する一連の会計基準等の公開草案を公表している。今般公表された上記の企業結合会計基準等は、公開草案に対して一般から寄せられた意見を参考にしつつ審議を重ね、公開草案の内容を一部修正したうえで公表したものである。

なお、ASBJでは、今回の検討の対象に含まなかった事項についても国際的なコンバージェンスを図っていくために、引き続き企業結合等の会計処理の見直しに関して審議を継続する予定である²。

III. 持分プーリング法の廃止

1 企業結合において考えられる会計処理の類型

企業結合とは、ある企業又はある企業を構成する事業と他の企業又は他の企業を構成する事業とが1つの報告単位に統合されることをいう（企業結合会計基準第5項）。一般に、企業結合が行われた際の会計処理については、次の3つの方法があるものと考えられている。

(1) パーチェス法

² ASBJプロジェクト計画表（2008年9月）によれば、企業結合（ステップ2）では、2009年9月までに論点整理を、また、2010年中に公開草案を公表する予定となっている。

これは、被結合企業から受け入れる資産及び負債の取得原価を、対価として交付する現金及び株式等の時価とする方法である。

(2) 持分プーリング法

これは、すべての結合当事企業の資産、負債及び資本（純資産）を、それぞれの適切な帳簿価額で引き継ぐ方法である。

(3) フレッシュ・スタート法

これは、すべての結合当事企業の資産及び負債を、企業結合時の時価に評価替える方法である。

2 平成 15 年企業結合会計基準における取扱い

平成 15 年企業結合会計基準は、企業結合には「取得」と「持分の結合」という異なる経済的実態を有するものが存在する以上、それぞれの実態に対応する適切な会計処理方法を適用する必要があるとの基本的な考え方に立っている。すなわち、その企業結合が「取得」と判定された場合にはパーチェス法により、また、「持分の結合」と判定された場合には持分プーリング法により会計処理することとされている。

ここで、「取得」に対してパーチェス法を適用するのは、ある企業が他の企業の支配を獲得することになるという経済的実態を重視したものと考えられる。これは、企業結合の多くは実質的にはいずれかの結合当事企業による新規の投資と同じであり、交付する現金及び株式等の投資額を取得価額として他の結合当事企業から受け入れる資産及び負債を評価することが、現行の一般的な会計処理と整合するからである（企業結合会計基準第 67 項）。

一方、企業結合の中には、いずれの結合当事企業も他の結合当事企業に対する支配を獲得したとは合理的に判断できない、「持分の結合」と呼ばれる経済的実態を有する状況もあり得る。このような「持分の結合」に対して持分プーリング法を適用するのは、いずれの結合当事企業の持分の継続も断たれておらず、いずれの結合当事企業も支配を獲得していないと判断される限り、企業結合によって投資のリスクが変質しても、その変質によって個々の投資のリターンは実現していないと考えられるためである。また、この考え方は、現在、ある種の非貨幣財同士の交換を会計処理する際にも適用されている実現概念に通ずる基本的な考え方でもあるとされている（企業結合会計基準第 68 項）。

3 国際的な会計基準の取扱い

企業結合に関する会計処理を定める国際的な会計基準としては、国際財務報告基準（IFRS）では IFRS 第 3 号「企業結合」、米国会計基準では財務会計基準書（SFAS）第 141 号（R）「企業結合」があるが、これらの基準ではともに、共同支配企業の形成や共通支配下の取引を除く企業結合は、パーチェス法³を適用して会計処理しなければならない

³ 国際的な会計基準では、従来の「パーチェス法」に代えて「取得法」という用語を使用して

いとされている。

国際的な会計基準においても、以前は一部の企業結合に対する会計処理として、持分プーリング法の適用が認められていた⁴。しかしながら、その後企業結合に関する会計基準が見直され、「持分の結合」に該当するような企業結合が存在し得ることについては理解されつつも、次のような理由により、すべての企業結合に対してパーチェス法を適用することとされた。

- (1) パーチェス法は、資産の購入取引等に対して一般的に適用する会計処理と整合するものであり、会計情報の比較可能性が確保される。
- (2) 取得した資産等のほとんどすべてを時価によって認識することにより、将来キャッシュ・フローの価値に関するマーケットの期待について、より多くの情報を財務諸表に表すことができる。
- (3) 企業結合の会計処理に2つの方法を認める場合、経営者による裁量の余地が働く可能性がある。

4 企業結合会計基準の取扱い

(1) 持分プーリング法に対する考え方

ASBJにおいては、我が国においても、国際的な会計基準と同様に、持分プーリング法の取扱いを廃止するかどうかについて検討を行ってきた。

2で述べたとおり、平成15年企業結合会計基準では、企業結合の経済的実態には「取得」と「持分の結合」の2つが存在するとした上で、「取得」についてはパーチェス法、また、「持分の結合」については持分プーリング法で会計処理することとされていた。しかしながら、この我が国の現行の取扱いにおいても、企業結合が「持分の結合」と判断されるための要件は詳細かつ限定的に定められている⁵。また、国際的な会計基準が持分プーリング法を廃止した際にも、取得企業を識別することが困難な状況においてはパーチェス法の例外を設けるべきであるという意見があったことから、我が国において持分プーリング法の定めを設けた際には、そのような国外の議論も踏まえているという経緯がある。これらの状況を勘案すると、「持分の結合」に該当する企業結合に対して持

いるが、本稿では「パーチェス法」で統一する。

⁴ 国際財務会計報告基準では国際会計基準（IAS）第22号「企業結合の会計処理」、米国会計基準では会計原則審議会（APB）意見書第16号「企業結合」がこれにあたる。

⁵ 平成15年企業結合会計基準では、持分の継続を「対価の種類」と「支配」という2つの観点から判断することとしていた。具体的には、(1)企業結合に際して支払われた対価のすべてが、原則として、議決権のある株式であること、(2)結合後企業に対して各結合当事企業の株主が総体として有することになった議決権比率が等しいこと、(3)議決権比率以外の支配関係を示す一定の事実が存在しないこと、という3つの要件をすべて満たせば持分は継続していると判断し、そのような企業結合に対しては持分プーリング法を適用することとしていた。これは、取得企業を識別できない場合を「持分の結合」と判定する方法とは異なり、異なる経済的実態を有する「取得」と「持分の結合」のうち、「持分の結合」を積極的に識別し、それ以外の企業結合を「取得」と判定するアプローチであった（企業結合会計基準第69項）。

分プーリング法を適用する余地は、依然として残すべきであるという見方もあるであろう。

しかしながら、その一方で、平成 15 年企業結合会計基準の公表以降、会社法の施行や M&A の増加、会計基準の国際的なコンバージェンスに対する経済界の理解など、我が国における企業結合を巡る環境が大きく変化したことなどから、現在においてはむしろ持分プーリング法が定められていること自体に対する否定的な見方が増えているという指摘がある。また、持分プーリング法に対する否定的な見方には、持分プーリング法の定めが国内外の企業間における比較可能性を害している可能性があるのではないかという意見のみならず、持分プーリング法が適用される事例は非常に限られているのであるから、むしろこれを見直した方が我が国の企業会計基準全体に対して良い影響をもたらすのではないかという見方もある。

(2) 平成 15 年企業結合会計基準の意義とコンバージェンス

もともと、「取得」と「持分の結合」のいずれかの経済的実態を有するかかどうかという観点から、すべての企業結合の会計処理方法を整理した平成 15 年企業結合会計基準の意義は、いまなお尊重されるべきものと考えられる。例えば、共同支配企業の形成は、「取得」ではなく「持分の結合」であると考えられ、企業結合会計基準でもその考え方を引き継いでおり（例えば、企業結合会計基準第 38 項）、国際的な会計基準においてもこれと同様の考え方が採られている。しかしながら、「持分の結合」に該当する場合の会計処理方法の 1 つである持分プーリング法については、我が国の会計基準と国際的な会計基準の間の差異の象徴的な存在として取り上げられることが多く、我が国の会計基準に対する国際的な評価の面で大きな障害になっているともいわれている。また、我が国の会計基準に対する国際的な評価のいかんは、直接海外市場で資金調達をする企業のみならず、広く我が国の資本市場や日本企業に影響を及ぼすと考えられる。企業結合会計基準ではこれらの影響について比較衡量した結果、会計基準のコンバージェンスを推進する観点から持分プーリング法を廃止することとし、共同支配企業の形成及び共通支配下の取引以外の企業結合に対しては、パーチェス法により会計処理するものとした（企業結合会計基準第 17 項及び第 70 項）。

(3) フレッシュ・スタート法

なお、結合当事企業が結合後企業に拠出するという想定が根拠とされることも多いフレッシュ・スタート法については、平成 15 年企業結合会計基準の策定時において、諸外国の動向等を踏まえて慎重に検討されている。そこでは、フレッシュ・スタート法の採用に合理性が認められるためには、新設合併のようにすべての結合当事企業がいったん解散し、すべての株主の持分が清算された上で、新たに設立された企業へ拠出するという経済的実態が必要であると考えられている。また、諸外国においても、フレッシュ・

スタート法は選択肢の1つとして言及されるに留まっており、依然として、実際に採用されるには至っていない状況にある。そこで、企業結合会計基準においてもこの平成15年企業結合会計基準の考え方を引き継いでいるが、今後、フレッシュ・スタート法が諸外国において企業結合の会計処理方法として採用された場合などには、フレッシュ・スタート法の要否を検討する必要性が生じることも考えられる（企業結合会計基準第72項）。

IV. 取得企業の決定

1 平成15年企業結合会計基準における取扱い

平成15年企業結合会計基準において、取得企業の決定は、次のように、取得と持分の結合とを識別する規準と整合した形で行うこととしていた。

- ① 対価の種類で取得と判定された場合には、当該対価を支出した企業を取得企業とする。
- ② 議決権比率の判定で取得と判定された場合には、議決権比率が大きいと判定された結合当事企業を取得企業とする。
- ③ 議決権比率以外の要件の判定で取得と判定された場合には、当該要件によって支配を獲得したとされた結合当事企業を取得企業とする。

しかしながら、前述したように持分プーリング法を廃止した場合、この識別規準をそのまま使うと、取得企業の決定が困難な場合も想定される。したがって、すでに持分プーリング法が廃止されている国際的な会計基準の考え方を踏まえて、企業結合会計基準では、次のように取得企業の決定方法を見直した。

2 企業結合会計基準における考え方

(1) 連結会計基準の支配の考え方

取得とされた企業結合においては、いずれかの結合当事企業を取得企業として決定する必要があるが、取得企業の決定にあたっては、まず、連結会計基準の考え方を用的こととされている（企業結合会計基準第18項）。すなわち、連結会計基準における支配概念と整合的になるように、連結会計基準に従って、他の結合当事企業を支配する結合当事企業が明確である場合には、原則として、当該結合当事企業が取得企業となるものとされた（企業結合会計基準第78項）。

例えば、結合後企業に支配株主が存在するときには、当該株主により企業結合前から支配されていた結合当事企業（子会社）が取得企業となるが（適用指針第32項）、この考え方は、従来から適用指針で示されていたところである⁶。

⁶ このような考え方を採る理由として、適用指針第354項では次の2つが示されている。(1)当該企業結合は、結合後企業を支配する株主の意思により行われたと考えることが合理的であり、企業結合前から子会社である結合当事企業を取得企業とすることが企業結合の実態に適合して

(2) 連結会計基準の考え方によっても取得企業が明確でない場合

連結会計基準の考え方によって取得企業が明確ではない場合には、次の①から④の要素を考慮して取得企業を決定することとされている（企業結合会計基準第 18 項）。

①対価の種類が資産の引き渡し又は負債の引き受けの場合

主な対価の種類が資産の引き渡し又は負債の引き受けとなる企業結合の場合には、通常、当該資産を引き渡す又は負債を引き受ける企業が取得企業となる（企業結合会計基準第 19 項）。

②対価の種類が株式の場合

主な対価の種類が株式（出資を含む。）である企業結合の場合には、通常、当該株式を交付する企業が取得企業となる。ただし、対価の種類が株式の場合には、必ずしも株式を交付した企業が取得企業にならないときもあるため（逆取得⁷のケースがこれに相当する。）、次のアからオのような要素を総合的に勘案しなければならないこととされている（企業結合会計基準第 20 項）。

ア 総体としての株主が占める相対的な議決権比率の大きさ（企業結合会計基準第 20 項(1)）

ある結合当事企業の総体としての株主が、結合後企業の議決権比率のうち最も大きい割合を占める場合には、通常、当該結合当事企業が取得企業となる。なお、結合後企業の議決権比率を判断するにあたっては、議決権の内容や潜在株式の存在についても考慮しなければならない。ただし、潜在株式について権利行使の可能性がないと見込まれる場合には、これを考慮しないことが適切と考えられる（適用指針第 32-2 項また書き）。

イ 最も大きな議決権比率を有する株主の存在（企業結合会計基準第 20 項(2)）

結合当事企業の株主又は株主グループのうち、ある株主又は株主グループが、結合後企業の議決権を過半には至らないものの最も大きな割合をもって有する場合であって、当該株主又は株主グループ以外には重要な議決権比率を有していないときには、通常、当該株主又は株主グループのいた結合当事企業が取得企業となる。

これは、最大株主（株主グループ含む。）が大きな割合の議決権比率を有している場合には、取得企業の決定において考慮する必要があることを意味しているが、他の株主（株主グループ含む。）が関連会社にあたる程度にまで議決権比率を有し

いると考えられること。(2)連結財務諸表上の取得企業と個別財務諸表上の取得企業とを整合させることが適切と考えられること。

⁷ 逆取得については、今回の一連の見直しと併せて、自己株式や抱合せ株式等の取扱いの明確化（例えば、適用指針第 84 項から第 84-3 項）や、個別財務諸表におけるのれんの取扱いの明確化（適用指針第 448 項また書き）及び連結財務諸表を作成しない場合の逆取得に係る注記事項（適用指針第 307-2 項）に関する改正を行っている。

ていないことが前提条件であると考えられる（適用指針第 32-3 項）。

例えば、A 社と B 社が合併して AB 社となった場合、AB 社における最大株主が C（合併前は A 社の株主）であって、C 以外の株主は関連会社にあたる程度にまで議決権比率を有していないときには、A 社が取得企業とされる要素の 1 つになると考えられる。なお、最大株主である C が AB 社の支配株主のときは、前述の「(1) 連結会計基準の支配の考え方」が優先することになると考えられる。

ウ 取締役等を選解任できる株主の存在（企業結合会計基準第 20 項(3)）

結合当事企業の株主又は株主グループのうち、ある株主又は株主グループが、結合後企業の取締役会その他これに準ずる機関（重要な経営事項の意思決定機関）の構成員の過半数を選任又は解任できる場合には、通常、当該株主又は株主グループのいた結合当事企業が取得企業となる。

例えば、契約等により、ある株主（株主グループ含む。）が取締役会等の構成員の過半数を選任又は解任できる場合には、要素の 1 つとして考慮することになると考えられる。

エ 取締役会等の構成（企業結合会計基準第 20 項(4)）

結合当事企業の役員若しくは従業員である者又はこれらであった者が、結合後企業の取締役会その他これに準ずる機関（重要な経営事項の意思決定機関）を事実上支配する場合には、通常、当該役員又は従業員のいた結合当事企業が取得企業となる。

平成 15 年企業結合会計基準では、支配関係を示す一定の事実が存在する場合の 1 つとして重要な経営事項の意思決定機関の構成員数の過半数を占めることが示されていたところである。しかし、企業結合会計基準では、国際的な会計基準の考え方を踏まえ、単に構成員の過半数を占めているかどうかではなく、当該機関を支配するかどうかで判断することとした（企業結合会計基準第 81 項）。

オ 株式の交換条件（企業結合会計基準第 20 項(5)）

ある結合当事企業が他の結合当事企業の企業結合前における株式の時価を超えるプレミアムを支払う場合には、通常、当該プレミアムを支払った結合当事企業が取得企業となる。

これは、例えば、株式の交換比率の算定にあたり、企業結合の主要条件が合意された日などの企業結合前における株式の市場価格（株価）に加えて、支配する対価としてのプレミアムが反映されている場合が該当することになる（適用指針第 32-4 項）。

主な対価の種類が株式の場合にこれら複数の要素を総合的に判断しなければならないこととしたのは、一般に組織再編は様々な形態をとることが考えられ、議決権比率ではなくその他の支配関係を示す一定の事実によって支配を獲得したと判断することが適当である場合も想定されるためである。また、このような考え方は国際的な会計基準でも採用されており、それと平仄を合わせることも、会計基準のコンバージェンスの観点から有益と考えられる。なお、このような判断に関する開示による透明性を高めるため、取得企業を決定するに至った主な根拠について注記が求められている（企業結合会計基準第 49 項(1)）。

③いずれかの企業の相対的な規模が著しく大きい場合（企業結合会計基準第 21 項）

結合当事企業のうち、いずれかの企業の相対的な規模（例えば、総資産額、売上高あるいは純利益）が著しく大きい場合には、通常、当該相対的な規模が著しく大きい結合当事企業が取得企業となる。

これは、対価の種類にかかわらず、国際的な会計基準においても取得企業の決定における要素の 1 つとされているものであり、特に 3 社以上の企業結合において役立つときがあると考えられたものである（企業結合会計基準第 82 項）⁸。

④結合当事企業が 3 社以上である場合（企業結合会計基準第 22 項）

結合当事企業が 3 社以上である場合の取得企業の決定にあたっては、③に加えて、いずれの企業がその企業結合を最初に提案したかについても考慮する。

これは、従来から米国会計基準において要素の 1 つとして考えられていたものであり、多くの企業が結合するような場合には、前述したような要素のみでは取得企業の決定が困難なことが想定されるためである（企業結合会計基準第 83 項）。

V. 共同支配企業の形成の会計処理

1 平成 15 年企業結合会計基準における取扱い

(1) 共同支配企業の会計処理

平成 15 年企業結合会計基準では、共同支配企業の形成の会計処理は、資本の内訳の引継方法及び企業結合年度の連結財務諸表の作成に係る定めを除き、持分プーリング法と同一の処理方法としており、これを「持分プーリング法に準じた処理方法」とよんでいた。

(2) 共同支配投資企業の連結財務諸表上の会計処理

平成 15 年企業結合会計基準では、共同支配投資企業が共同支配企業の形成にあたり事業を移転した場合には、移転した事業に係る資産及び負債の移転直前の適正な帳簿価額による純資産額に基づいて当該共同支配企業に対する投資の取得原価を算定する

⁸ 改訂前の米国会計基準では、3 社以上による企業結合の場合に、同様の定めがなされていた。

こととし、共同支配企業の資本のうち共同支配投資企業の持分比率に対応する部分との差額は処理しないこととしていた。

2 企業結合会計基準における考え方

(1) 共同支配企業の会計処理－持分プーリング法の廃止による呼称の見直し

企業結合会計基準では、企業結合の会計処理として持分プーリング法を廃止したものの、持分の結合の考え方は引き継いでいるため、それに該当する共同支配企業の形成の会計処理を否定するものではない。また、共同支配企業の形成については、国際的な会計処理においてもこれと同様のものが求められている。このため、共同支配企業の会計処理方法については、企業結合会計基準においても、平成 15 年企業結合会計基準の取扱いを変更していない（企業結合会計基準第 38 項）。

しかしながら、持分プーリング法を廃止した場合、従来の呼称である「持分プーリング法に準じた処理方法」をそのまま使うことは適当ではないため、共同支配企業の形成における共同支配企業の会計処理については、「共同支配企業は、共同支配投資企業から移転する資産及び負債を、移転直前に共同支配投資企業において付されていた適正な帳簿価額により計上する」とした⁹。

(2) 共同支配投資企業の連結財務諸表上の会計処理－持分法の適用

企業結合会計基準においては、平成 17 年事業分離等会計基準における分離元企業及び結合当事企業の株主に係る会計処理との整合性を重視し、国際的な会計基準と同様に、連結財務諸表上、共同支配投資企業は共同支配企業に対する投資について通常持分法を適用することとした（企業結合会計基準第 39 項(2)及び第 116 項）。このため、共同支配投資企業は、連結財務諸表上、通常持分法により、次の①と②の差額を処理することとなる（適用指針第 190 項、第 197 項及び第 432 項）。

①共同支配企業に対する投資の取得原価

②共同支配企業の資本のうち共同支配投資企業の持分比率に対応する額

VI. 株式を取得の対価とする場合の当該対価の時価の測定日

1 問題の所在

株式の交換による取得の場合において、市場価格のある取得企業等の株式が取得の対価として交付されるときは、いつの時点での株価をもって取得原価を算定すべきか、すなわち企業結合の主要な交換条件が合意されて公表された時点（合意公表日）での株価と、実際に被取得企業の支配を獲得した日（企業結合日）の株価のいずれで測定すべきかという論点がある。

⁹ 共同支配企業の会計処理については、このほか、自己株式や抱合せ株式等の取扱いを明確にするための改正を行っている（例えば、適用指針第 185 項及び第 186 項）。

2 平成 15 年企業結合会計基準における取扱い

平成 15 年企業結合会計基準では、市場価格のある取得企業等の株式が取得の対価として交付される場合の時価は、原則として、合意公表日前の合理的な期間における株価を基礎にして算定するものとされていた。これは、結合当事企業は、お互いの本来の事業価値等を適切に反映した結果として、企業結合の主要条件、とりわけ交換比率の合意に至っているのが通常であり、また、そのような合意内容が公表された後の株価変動には被取得企業の本来の事業価値とは必ずしも関係しない影響が混在している可能性もあると考えられることから、原則として、合意公表日前の合理的な期間における株価を基礎にして算定することが適切であると考えられたことによるものである。

3 企業結合会計基準における考え方

一方、合意公表日での株価に基づいて取得原価を算定するという方法については、次のような見方や意見がある。

- (1) 平成 15 年企業結合会計基準においても、取得原価の算定の基本原則として、「被取得企業又は取得した事業の取得原価は、原則として、取引時点の取得の対価となる財の時価を算定し、それらを合算したものとす」とされており、株式以外の財産を引き渡した場合は取引時点、すなわち企業結合日の時価で測定すると考えられるが、株式の交付の場合のみ合意公表日での株価で測定するのは整合的でない。
- (2) 合意公表日と企業結合日との間に重要な変化があった場合には、合意公表日後においてその条件が見直される可能性も残されており、合意公表日では未だ取得原価は確定していないと考えられる。
- (3) 合意公表日を支持する意見の根拠の 1 つに、企業結合の主要条件に関する合意の公表は取得企業が株式を発行するという義務を負うことが挙げられるが、合意公表をしたとしても、その後、株主総会の承認やその他の手続が必要であることを踏まえると、取得企業は必ずしも合意公表日において、そのような義務に拘束されているとはいえない。

このように、株式の交換による取得の場合における交付した株式の測定日については 2 つの異なる考え方があるが、企業結合会計基準では、国際的な会計基準とのコンバージェンスにも配慮する必要があることから、被取得企業または取得した事業の取得原価は、原則として、企業結合日における株価を基礎にして算定するものとした（企業結合会計基準第 24 項、適用指針第 38 項）。

なお、事業分離が行なわれた結果として、市場価格のある分離先企業の株式を受け取った場合の測定日についても、「事業分離の合意公表日前の合理的な期間における株価」から、「事業分離日の株価」を基礎に算定するよう、併せて見直しが行われている（事業分離等会計基準第 13 項及び第 34 項）。

VII. 少数株主持分の測定

1 平成9年連結原則における取扱い

少数株主持分は、子会社の資本に対する少数株主の持分割合額によって測定されるが、支配獲得時における資本連結の手続において、平成9年連結原則では、子会社の資本の算定の前提となる子会社の資産及び負債の評価方法として、部分時価評価法と全面時価評価法の選択適用が認められていた。

(1) 部分時価評価法

部分時価評価法とは、子会社の資産及び負債は時価で評価されるが、時価により評価する子会社の資産及び負債の範囲については、親会社の持分に相当する部分については株式の取得日ごとの時価により評価し、少数株主持分に相当する部分については子会社の個別貸借対照表上の金額による方法である。

(2) 全面時価評価法

全面時価評価法とは、子会社の資産及び負債のすべてを支配獲得日の時価により評価する方法である。

このうち部分時価評価法は、親会社が投資を行った際の親会社の持分を重視する考え方であり、一方の全面時価評価法は、親会社が子会社を支配した結果、子会社が企業集団に含まれることになった事実を重視する考え方であると言われている。

2 連結会計基準における取扱い

連結会計基準では、連結貸借対照表の作成にあたり、支配獲得日において、子会社の資産及び負債のすべてを支配獲得日の時価により評価する方法（全面時価評価法）により評価することとされた（連結会計基準第20項）。

これは、平成9年連結原則が適用された以後、部分時価評価法の採用はわずかであること¹⁰、また、子会社株式を現金以外の対価（例えば、自社の株式）で取得することを想定していた平成15年企業結合会計基準では全面時価評価法が前提とされていたこととの整合性の観点から、連結会計基準においても、全面時価評価法のみとすることとしたものである（連結会計基準第60項）。したがって、これまでのように、全面時価評価法と部分時価評価法との選択適用は認められないこととなる。

なお、持分法を適用する関連会社の資産及び負債のうち投資会社の持分に相当する部分については、部分時価評価法により、これまでと同様に、原則として投資日ごとに当

¹⁰ ASBJ 事務局内の企業結合プロジェクト・チームから平成19年10月にASBJに提出された「企業結合会計に関する調査報告－EUによる同等性評価に関連する項目について－」では、平成18年4月1日から平成19年3月31日までに終了する連結会計年度における全面時価評価法と部分時価評価法の適用状況に関する調査が行われている。これによれば、同期間に終了する連結会計年度に係る有価証券報告書を提出した企業のうち、全面時価評価法を採用しているものが3,326社あるのに対し、部分時価評価法を採用しているものは125社に留まっていたとされている（「企業結合会計の見直しに関する論点の整理」脚注9）。

該日における時価によって評価することとしている（持分法会計基準第 26-2 項）。

VIII. 段階取得における会計処理

1 現行の会計基準における取扱い

取得が、単一の取引ではなく複数の取引により達成される場合（段階取得）、平成 15 年企業結合会計基準では、取得企業が被取得企業に対する支配を獲得するに至った個々の取引ごとに支払対価となる財の時価を算定し、それらを合算したものを取得原価としていた。これは、個々の交換取引はあくまでその時点での等価交換取引であり、取得が複数の交換取引により達成された場合、取得原価は個々の交換取引ごとに算定した原価の合計額とすることが経済的実態を適切に反映するとの考え方によるものである（企業結合会計基準第 88 項）。

また、連結財務諸表の作成に関して、親会社の子会社に対する投資とこれに対応する子会社の資本の相殺消去において、親会社の子会社に対する投資の金額は、連結財務諸表上で持分法を適用している場合を除き、個別財務諸表上の金額に基づいて算定されてきた。このため、子会社株式の取得が複数の取引により達成された場合（段階取得）、子会社となる会社に対する支配を獲得するに至った個々の取引ごとの原価の合計額が当該投資の金額とされてきた（連結会計基準第 62 項）。

2 企業結合会計基準等における取扱い

(1) 企業結合会計基準

① 連結財務諸表上の会計処理

連結財務諸表上、支配を獲得するに至った個々の取引すべての企業結合日における時価をもって、被取得企業の取得原価を算定し、当該取得原価と当該支配を獲得するに至った個々の取引ごとの原価の合計額（持分法適用関連会社と企業結合した場合には、持分法による評価額）との差額は、当期の段階取得に係る損益として処理することとした（企業結合会計基準第 25 項(2)）。すなわち、支配獲得前から被取得企業の株式を保有していた場合には、当該株式の原価と、当該株式の支配獲得時点における時価との差額が損益に計上されることとなる。なお、当該段階取得に係る損益については注記が求められている（企業結合会計基準第 49 項(3)③）。

1 で示したような我が国の現行の会計基準における考え方に対し、企業が他の企業を支配することとなるという事実は、当該企業の株式を単に追加取得することとは大きく異なるものであるため、被取得企業の取得原価は、過去から所有している株式の原価の合計額ではなく、当該企業を取得するために必要な額とすべきであるという見方がある。すなわち、取得に相当する企業結合が行われた場合には、支配を獲得したことにより、過去に所有していた投資の実態又は本質が変わったものとみなし、その時点でいったん投資が清算され、改めて投資を行ったと考えられるた

め、企業結合時点での時価を新たな投資原価とすべきとするものである（企業結合会計基準第 89 項）。

企業結合会計基準では、1 で示したこれまでの考え方も有力であるものの、上記の考え方を採っている国際的な会計基準とのコンバージェンスの観点から、連結財務諸表上の段階取得における会計処理を改正している（企業結合会計基準第 90 項）。

また、公開草案の時点では、被取得企業が取得企業の関連会社であった場合には、事業投資という性格は変わらず、当該被取得企業に対する投資は継続していると考えられるため、1 で示したこれまでの考え方を維持していた。しかしながら、この取扱いに対するコメントとして、事業分離により分離先企業が関連会社となる場合における分離元企業の会計処理を見直す前であっても、連結財務諸表では国際的なコンバージェンスを重視すべきであるという意見などが寄せられたことを踏まえ、慎重に審議がなされた。その結果、段階取得における被取得企業が取得企業の関連会社であった場合の投資についても、同様に取り扱うこととされた（企業結合会計基準第 93 項）。

② 個別財務諸表上の会計処理

個別財務諸表上、これまでと同様に、支配を獲得するに至った個々の取引ごとの原価の合計額をもって、被取得企業の取得原価とする（企業結合会計基準第 25 項(1)）。これは、公開草案に対するコメントを踏まえたその後の審議において、支配の獲得によって過去に所有していた投資の実態又は本質が変わったとの認識には必ずしも至っていないことから個別財務諸表上の取扱いは変更しないが、連結財務諸表においては、もっぱら東京合意に基づく短期コンバージェンス・プロジェクトを完了させることを重視したものである（企業結合会計基準第 90 項）。また、当該取扱いは、関連会社株式について、個別財務諸表では金融商品会計基準に従って処理するものの、連結財務諸表では持分法により評価することに類似していると考えられている（企業結合会計基準第 92 項）。

③ 適用指針等における具体的な会計処理

企業結合会計基準の改正に合わせて、適用指針等では、主に次の記載の定めが改正されている。

(ア) 吸収合併

個別財務諸表上の会計処理

取得とされた吸収合併で、取得企業（吸収合併存続会社）の株式が交付され、取得企業が吸収合併直前に被取得企業の株式を保有していた場合の取得の対価は、個別財務諸表上、これまでと同様に、取得企業が交付する取得企業の株式の時価と合併期日の被取得企業の株式の帳簿価額を合算して算定する（適用指針第 46 項及び設例 4）。

連結財務諸表上の会計処理

連結財務諸表上の取得の対価は、取得企業が交付する取得企業の株式の時価と吸収合併直前の被取得企業の株式の時価（企業結合日の株価¹¹など）を合算して算定することとなる。このため、被取得企業の株式の帳簿価額と時価との差額は、当期の段階取得に係る損益（原則として特別損益）として処理され、これに見合う金額は、個別財務諸表において計上されたのれん（又は負ののれん）の修正として処理されることとなる（適用指針第 38 項、第 46-2 項及び第 305-2 項）。例えば、段階取得に係る連結修正仕訳は次のとおりとなる（適用指針 設例 4）。

（借）のれん XX （貸）段階取得に係る差益 XX

また、投資会社が持分法適用会社と企業結合した場合には、持分法により評価されているため、その分の連結修正仕訳の金額が異なる。具体的には、吸収合併直前の被取得企業の株式（関連会社株式）の持分法による評価額と合併期日の時価との差額は、当期の段階取得に係る損益とし、これに見合う金額は、のれん（又は負ののれん）の修正として処理されることとなる（適用指針第 46-2 項、設例 4）。

（イ）株式交換

個別財務諸表上の会計処理

取得とされた株式交換において、株式交換完全親会社が、株式交換日の前日に株式交換完全子会社となる企業の株式を保有していた場合には、これまでと同様に、株式交換日の前日の適正な帳簿価額により子会社株式に振り替える（適用指針第 110 項また書き）。

連結財務諸表上の会計処理

株式交換日の時価に基づいて子会社株式に振り替えて取得原価に加算し、その時価と適正な帳簿価額との差額は、当期の段階取得に係る損益として処理する（適用指針第 116 項(1)なお書き、設例 14-2 及び 14-3）。

また、投資会社が持分法適用会社を株式交換で子会社化した場合には、株式交換日の前日の被取得企業の株式（関連会社株式）の持分法による評価額と株式交換日の時価との差額は、当期の段階取得に係る損益とし、これに見合う金額は、のれん（又は負ののれん）の修正として処理されることとなる（適用指針第 116 項(1)）。

（ウ）株式移転

取得とされた株式移転において、株式移転完全子会社（取得企業）が、株式移転日の前日に他の株式移転完全子会社（被取得企業）となる企業の株式を保有していた場合には、株式移転完全子会社（取得企業）の個別財務諸表上、（イ）の「個別財務諸表上の会計処理」に準じ、株式移転完全親会社の連結財務諸表上、（イ）の「連結財務諸表上の会計処理」に準じて処理する（適用指針第 123-3 項及び第 124 項(2)①）。

¹¹ 適用指針第 38 項なお書きにおいては、「金融商品会計に関する実務指針」第 60 項に準じるとされている。

(エ) 逆取得となる吸収合併及び株式交換

逆取得となる吸収合併における結合後企業（取得企業）及び逆取得となる株式交換における株式交換完全子会社（取得企業）の連結財務諸表の会計処理についても、（ア）又は（イ）の「連結財務諸表上の会計処理」に準じて処理する（適用指針第 85 項(1)及び 119 項(1)）。

(2) 連結会計基準

企業結合会計基準における段階取得の会計処理の改正に合わせて、連結会計基準においても、平成 9 年連結原則と異なる取扱いが定められている。

連結会計基準では、投資と資本の相殺消去において、親会社の子会社に対する投資の金額は、支配獲得日の時価によるものとしている（連結会計基準第 23 項(1)）。これは、企業結合会計基準第 23 項及び第 25 項での定めと同様に、国際的な動向に鑑みて、子会社株式の取得が複数の取引により達成された場合（段階取得）における子会社に対する投資の金額は、支配獲得日における時価で算定することとしたものである。この結果、企業結合会計基準における取扱いと同様に、その時価と原価との差額は、親会社となる企業の連結財務諸表において、当期の段階取得に係る損益として処理することとなる（連結会計基準第 62 項）。なお、連結会計基準については、「**XII**. その他の改正点等 4 連結会計基準の位置づけの見直し」も併せて参照いただきたい。

(3) 事業分離等会計基準

企業結合会計基準における段階取得の会計処理の改正に合わせて、事業分離等会計基準においても、主に次の点について改正が行われている。

① 受取対価が分離先企業の株式のみ又は現金等の財産と分離元企業の株式である場合の分離元企業の会計処理（分離先企業が子会社となる場合）

連結財務諸表上、分離元企業（親会社）が事業分離前にその他有価証券（売買目的有価証券の場合を含む。以下同じ。）又は関連会社株式として保有していた分離先企業の株式は、事業分離日における時価をもって子会社株式の取得原価に加算し、当該時価と、その適正な帳簿価額との差額（その他有価証券としていた場合）又はその持分法評価額との差額（関連会社株式としていた場合）は、当期の段階取得に係る損益として処理することとした（事業分離等会計基準第 18 項(2)なお書き及び第 24 項(2)なお書き、適用指針第 99 項(2)及び第 104 項、設例 11-3）。

② 結合当事企業の株主に係る会計処理（子会社や関連会社以外の投資先又は関連会社を被結合企業又は結合企業とした企業結合の場合）

企業結合前に、結合当事企業（結合企業及び被結合企業）の株主が、ある結合当事企業の株式（その他有価証券又は関連会社株式）に加え、他の結合当事企業の株式（子会社株式又は関連会社株式）も有していることから、結合後企業が当該株主

の子会社となる場合（その他有価証券又は関連会社株式から子会社株式）、結合当事企業の株主は、段階取得の処理に準じて、連結財務諸表上、結合当事企業の株主が受け取った株式を、企業結合日の時価に基づいて子会社株式に振り替え、その時価と適正な帳簿価額との差額は当期の損益として認識する（事業分離等会計基準第42項、第44項及び第48項(2)①、適用指針第279項(2)、第281-2項(2)、第291項(2)及び第293-2項(2)）。

IX. 企業結合により受け入れた研究開発の途中段階の成果の会計処理

1 現行の会計基準における取扱い

企業結合により受け入れた研究開発の途中段階の成果について、平成15年企業結合会計基準では、「取得対価の一部を研究開発費等（ソフトウェアを含む。）に配分した場合には、当該金額を配分時に費用処理する」とされている（平成15年企業結合会計基準三2(3)）。

現行の取扱いは、研究開発費の取扱いとの整合性を重視したものであり、企業結合により受け入れた研究開発の途中段階の成果についても、これまでは「研究開発費に係る会計基準」（平成10年3月 企業会計審議会）に照らした取扱いが求められてきた。

2 企業結合会計基準等における取扱い

しかしながら、国際的な会計基準においては、このような場合の会計処理に関して、企業結合により受け入れた他の資産の取扱いとの整合性をより重視し、受け入れた研究開発の途中段階の成果が識別可能性の要件を満たす限り、その企業結合日における時価に基づいて資産として計上することを求めている。

企業結合会計基準では、このような取扱いによれば、価値のある成果を受け入れたという実態を財務諸表に反映することになると考えられることから、研究開発費の取扱いとの整合性を重視する現行の会計基準の取扱いを見直し、企業結合の取得対価の一部を研究開発費等に配分して費用処理するという会計処理を廃止することとした。この変更により、会計基準の国際的なコンバージェンスを推進することにもなると考えられる¹²。

X. 企業結合により受け入れた識別可能な無形資産の取扱い

1 現行の会計基準における取扱い

平成15年企業結合会計基準三2(3)では、取得した資産に法律上の権利又は分離して譲渡可能な無形資産が含まれる場合には、取得原価を当該無形資産等に配分することができるとされている。

¹² この変更に関連して、研究開発費会計基準の一部改正第2項において、企業結合により被取得企業から受け入れた資産（受注制作、市場販売目的及び自社利用のソフトウェアを除く。）については研究開発費会計基準を適用しない旨を明記している。

2 企業結合会計基準等における取扱い

(1) 容認規定の廃止

企業結合会計基準では、企業結合により受け入れた研究開発の途中段階の成果について資産計上を求める上記改正の趣旨を損なわないよう、企業結合により受け入れた識別可能な無形資産の取扱いについても見直しを行った。すなわち、企業結合により受け入れた研究開発の途中段階の成果を資産計上するという改正の目的を考慮すれば、識別可能と判断された無形資産については資産として計上するかどうかについて選択肢を残すべきではないと考えられる。このため、受け入れた資産に法律上の権利など分離して譲渡可能な無形資産が含まれる場合には、当該無形資産は識別可能なものとして取り扱うこととした（企業結合会計基準第 29 項）。

(2) 判断要件の見直し

平成 15 年企業結合会計基準では、「法律上の権利又は分離して譲渡可能」な場合に、無形資産として識別可能であるとされていた。そのため、上記(1)の見直しにより、例えば、企業結合により取得企業に引き継がれる契約などについて、形式的に「法律上の権利」に該当すれば、直ちに識別可能な無形資産として個別に識別して会計処理することを求めることとなれば、個別に識別すべき無形資産の範囲が現行の実務に比べ著しく広がる可能性がある。

しかしながら、今回の改正は、無形資産会計全体の見直しに先立ち、コンバージョンを進める観点から優先度の高いと判断された企業結合により受け入れた研究開発の途中段階の成果の資産計上に焦点を絞ったものであり、その他の無形資産全体の企業結合時の取扱いを大きく変更することは考えられていない。このため、企業結合会計基準では、無形資産の識別可能性の判断要件を「法律上の権利など分離して譲渡可能」な場合とした。この結果、無形資産の識別可能性の判断は、「法律上の権利」に該当するかどうかという形式的な判断のみによらず、実質的に分離して譲渡可能かどうかによって判断することとなる。

また、特定の無形資産に着目して企業結合が行われた場合など、企業結合の目的の 1 つが特定の無形資産の受入れであり、その無形資産の金額が重要になると見込まれる場合は、当該無形資産を識別して資産計上すべき典型的な場合である。このような場合には、当該無形資産は分離して譲渡可能なものとして取り扱うことになる（企業結合会計基準第 28 項及び第 29 項、適用指針第 59-2 項及び第 367-2 項）。このように、無形資産として本来識別すべき場合であっても、実際には分離して譲渡可能とは言いがたい場合もあるのではないかとの指摘があったため、このような場合の取扱いを明確にしている。

(3) 受け入れ後の償却

企業結合により受け入れた研究開発の途中段階の成果を資産計上した場合の当該無

形資産の償却については、他の資産と同様に、企業のその後の使用実態に基づき有効期間にわたって償却処理されることとなる。なお、企業結合により取得した研究開発の途中段階の成果については、その途中段階の成果を完成させるための研究開発段階での利用に着目してその段階から償却を行うのか、あるいは、完成後の使用に着目して完成した日以後に償却を行うのかが必ずしも明確ではないとの指摘もあった。この償却の開始時点については、その研究開発が完成するまでは、当該無形資産の有効期間は開始しない点を留意的に記載している（適用指針第 367-3 項）。

XI. 負ののれんの会計処理

1 問題の所在

負ののれんの会計処理方法として、想定される負ののれんの発生原因を特定し、その発生原因に対応した会計処理を行う方法によるべきか、あるいは、正の値であるのれんの会計処理方法との対称性を重視し、規則的な償却を行う方法によるべきかという論点がある。前者の想定される発生原因に対応した会計処理を行う方法には、次の方法等が含まれる。

(1) 負ののれんを非流動資産に比例的に配分する方法

この方法は、企業結合によって受け入れた非流動資産に負ののれんを比例的に配分し、残額が生じれば繰延利益もしくは発生時の利益として計上する方法である。これは、負ののれんの発生は、パーチェス法の適用時における識別可能資産の取得原価を決定する上での不備によるものとみなし、この過程で測定を誤る可能性の高い資産から比例的に控除することが妥当であるとする考え方によるものである。

(2) 発生時に利益計上する方法

この方法は、全額を認識不能な債務やバーゲン・パーチェスとみなして、発生時に利益計上する方法である。これは、識別可能資産の時価の算定が適切に行われていることを前提にした上で、負ののれんの発生原因を認識不能な債務やバーゲン・パーチェスであると位置付け、現実には異常かつ発生の可能性が低いことから、異常利益としての処理が妥当であると考えられるものである。また、異常利益として処理することを求める（経常的な利益とはならない）ことは、時価の算定を適切に行うインセンティブになるという効果もあるといわれている。

2 現行の会計基準における取扱い

平成 15 年企業結合会計基準では、想定された発生原因に合理性を見出すことは困難な場合が多いとして、取得後短期間で発生することが予想される費用または損失について、その発生の可能性が取得の対価の算定に反映されている場合には、その発生原因が明らかことから、取得原価の配分の過程で負債として認識されるものと考え、残額については、承継した資産の取得原価の総額を調整する要素とみて、正の値であるのれんに対

称的に、規則的な償却を行うこととしている。

3 企業結合会計基準における考え方

国際的な会計基準では、負ののれんは発生原因が特定できないものを含む算定上の差額であるとして、すべて一時に利益認識することとされている。これは、のれんは資産として計上されるべき要件を満たしているものの、負ののれんは負債として計上されるべき要件を満たしていないことによる帰結と考えられる。

企業結合会計基準では、このような国際的な会計基準を踏まえ、平成20年までの短期コンバージェンス・プロジェクトとして、従来の取扱いを見直し、負ののれんが生じると見込まれる場合には、次の処理を行うこととした（企業結合会計基準第33項、適用指針第78項）。

- (1) 取得企業は、すべての識別可能資産及び負債（企業結合に係る特定勘定を含む。）が把握されているか、また、それらに対する取得原価の配分が適切に行われているかどうかを見直す。
- (2) (1)の見直しを行っても、なお取得原価が受け入れた資産及び引き受けた負債に配分された純額を下回り、負ののれんが生じる場合には、当該負ののれんが生じた事業年度の利益（原則として特別利益）として処理する。

なお、この企業結合会計基準の見直しに伴い、連結財務諸表の作成において、親会社の子会社に対する投資とこれに対応する子会社の資本との相殺消去にあたり差額が生じ負ののれんが生じる場合も、また、持分法の適用により、投資会社の投資日における投資とこれに対応する被投資会社の資本との間に差額が生じ負ののれんが生じる場合も、同じ会計処理をすることとなる（連結会計基準第24項、持分法会計基準第12項）。

XII. その他の改正点等

1 在外子会社株式の取得等により生じたのれん¹³の会計処理

在外子会社株式の取得により、在外子会社を資本連結する際に生じたのれんについては、現行の会計基準等では、親会社の通貨である円貨額で固定されていると考え、為替相場の変動による影響を受けないように、発生時の為替相場で換算することとされている。

適用指針では、次の考え方を踏まえて、国際的な会計基準と同様に、在外子会社株式の取得により生じたのれんは、当該在外子会社の財務諸表項目が外国通貨で表示されている場合には、当該外国通貨で把握し、決算日の為替相場により換算することとした（適用指針第77-2項及び第382-2項）。

- (1) のれんの主要な部分は実質的に個別の認識の要件を満たさない資産を構成するも

¹³ 例えば、在外関連会社へ持分法を適用してのれんが生じた場合などについても、同様の会計処理をすることになるものと考えられる。

のと考えられるため、在外子会社株式の取得により生じるのれんは当該在外子会社の他の資産と同様に、在外子会社の現地通貨で発生したものとみて換算することが整合的である。

- (2) 在外子会社の子会社（在外孫会社）の連結においては、親会社が在外孫会社の財務諸表を直接換算する場合と、在外子会社の連結財務諸表として換算する場合があるが、在外孫会社を資本連結する際に生じたのれんを決算日の為替相場で換算することにより整合的に取り扱うことができることとなる。

なお、当該外国通貨で把握されたのれんの当期償却額については、当該在外子会社の他の費用と同様に換算することとなり（外貨建取引等会計処理基準三）、結果として為替換算調整勘定の算定も影響されるものと考えられる。また、当該外国通貨で把握されたのれんを決算日の為替相場により換算することとする場合でも、在外子会社の個別財務諸表には当該のれんを計上する必要はなく、在外子会社の資産の換算と同様に連結財務諸表の作成上の処理として行うこととなる。

2 企業結合に係る特定勘定の計上及び取崩の処理についての見直し

企業結合会計基準及び適用指針では、取得後に発生することが予測される特定の事象に対応した費用又は損失であって、その発生の可能性が取得の対価の算定に反映されている場合には企業結合に係る特定勘定が計上されるが、当該負債を計上するための要件や計上できる費用又は損失の範囲、「取得の対価の算定に反映されている場合」の解釈等を明確にするとともに、取り崩した場合の会計処理も示した（企業結合会計基準第 30 項、適用指針第 62 項から第 66 項）。

3 「親会社」の定義について

「親会社」「子会社」「関連会社」の定義については、「連結財務諸表制度における子会社及び関連会社の範囲の見直しに係る具体的な取扱い」及び企業会計基準第 11 号「関連当事者の開示に関する会計基準」を参考にそれらの定義を見直し、「親会社」には、組合など会社以外の事業体も含むこととした（連結会計基準第 6 項及び第 7 項、持分法会計基準第 5 項及び第 5-2 項）。

4 連結会計基準の位置づけの見直し

企業結合及び事業分離等に適用すべき会計基準としては、平成 15 年企業結合会計基準及び平成 17 年事業分離等会計基準と平成 9 年連結原則がある。このうち、平成 9 年連結原則は、現金による子会社株式の取得を前提としたものと解されており、これに加え平成 15 年企業結合会計基準及び平成 17 年事業分離等会計基準によって、企業結合及び事業分離等全般に適用される会計基準が整備された。

しかし、その後、会社法の下で合併等対価の柔軟化に関する規定が施行される中で、

平成9年連結原則が適用されるのか、平成15年企業結合会計基準や平成17年事業分離等会計基準が適用されるのかを区別する必要のない企業結合及び事業分離等も行われるようになってきた。

このため、連結会計基準では、連結貸借対照表の作成に関する会計処理における企業結合及び事業分離等に関する事項のうち、連結会計基準に定めのない事項については、企業結合会計基準及び事業分離等会計基準の定めに従って会計処理することを明らかにした（連結会計基準第19項）。また、注記事項についても、企業結合会計基準や事業分離等会計基準で定められた注記事項を開示することとした（連結会計基準(注15)）。

5 連結損益計算書における「少数株主損益調整前当期純利益」の表示

平成9年連結原則において連結損益計算書は、営業損益計算、経常損益計算及び純損益計算に区分しなければならないとされており、連結会計基準においても、この損益計算の区分を踏襲している。

ただし、連結会計基準では純損益計算の区分の中に、新たに少数株主損益調整前当期純利益を表示することとした（連結会計基準第39項(3)②）。なお、審議の過程においては、財務諸表の表示全般の検討と合わせて行うべきといった意見などもあったが、このような小計を設けることによって国際的な比較が容易になることや、売上高、営業損益又は経常損益等には少数株主持分相当額も含まれていることと整合すること、少数株主損益を調整する前後の税引後の利益の関係がより明らかになることが考えられている（連結会計基準第72項）。

6 デット・エクイティ・スワップの実行時における債権者側の会計処理に関する実務上の取扱い

資産を移転し移転先の企業の株式を受け取る場合¹⁴において、移転先の企業が子会社又は関連会社となる時及び共通支配下の取引のときには、実務対応報告第6号「デット・エクイティ・スワップの実行時における債権者側の会計処理に関する実務上の取扱い」にかかわらず、事業分離等会計基準及び適用指針の定めが優先して適用されることを明確にした（適用指針第97-2項）。

7 完全親子会社関係にある組織再編であって対価の支払いがない場合において、子会社から親会社に移転する事業に子会社株式（親会社からみて孫会社株式）や関連会社株式が含まれている場合の取扱い

完全親子会社関係にある組織再編（会社分割）であって、子会社の事業を親会社に移転するが、対価の支払いがない場合、吸収分割承継会社である親会社は、子会社が親会

¹⁴ 事業分離等会計基準第31項にて、資産の現物出資等における移転元の企業の会計処理は、事業分離における分離元企業の会計処理に準じることとされている。

社に分割型の会社分割により事業を移転する場合の親会社の会計処理（適用指針第 218 項(2)及び第 206 項(2)①ア）に準じて、子会社から受け入れた資産と負債との差額と、会社分割直前に保有していた吸収分割会社である子会社株式（分割に係る抱合せ株式）の適正な帳簿価額のうち、受け入れた資産及び負債と引き換えられたものとみなされる額との差額を、特別損益に計上することとされている（適用指針第 203-2 項(2)③）。

今回の改正では、これらに加えて、移転する事業に子会社株式（親会社からみて孫会社株式）や関連会社株式が含まれている場合の取扱いを定めている。すなわち、親会社は、当該子会社株式等の受入れについて、子会社が他の子会社に分割型の会社分割により事業を移転する場合の株主（親会社）の会計処理（適用指針第 257 項）に準じるものとして、子会社から受け入れた子会社株式等と、会社分割直前に保有していた吸収分割会社である子会社株式（分割に係る抱合せ株式）とが、実質的に引き換えられた（投資が継続したまま引き換えられた）ものとみなして会計処理することを示した（適用指針第 203-2 項(2)③ただし書き）。このため、この場合においては、損益は生じないこととなる。

XIII. 適用時期等¹⁵

企業結合会計基準、研究開発費会計基準の一部改正、事業分離等会計基準及び適用指針は、平成 22 年 4 月 1 日以後実施される企業結合及び事業分離等から適用する。ただし、平成 21 年 4 月 1 日以後開始する事業年度において最初に実施される企業結合及び事業分離等から適用することができることとされている。

連結会計基準は、平成 22 年 4 月 1 日以後実施される企業結合及び事業分離等に関する会計処理及び注記事項から適用し、その他連結財務諸表に係る事項については、平成 22 年 4 月 1 日以後開始する連結会計年度の期首から適用する。ただし、平成 21 年 4 月 1 日以後開始する連結会計年度において最初に実施される企業結合及び事業分離等に関する会計処理及び注記事項から適用し、その他連結財務諸表に係る事項については、平成 21 年 4 月 1 日以後開始する連結会計年度の期首から適用することができることとされている。

持分法会計基準は、平成 22 年 4 月 1 日以後実施される非連結子会社及び関連会社に対する投資に係る会計処理から適用する。ただし、平成 21 年 4 月 1 日以後開始する連結会計年度において最初に実施される非連結子会社及び関連会社に対する投資に係る会計処理から適用することができることとされている¹⁶。連結財務諸表を作成していないが、個別財務諸表

¹⁵ 企業結合会計基準第 57 項及び第 58 項、連結会計基準第 44 項、研究開発費会計基準の一部改正第 3 項、事業分離等会計基準第 57-2 項及び第 57-3 項、持分法会計基準第 18-2 項、適用指針第 331-3 項を参照のこと。

¹⁶ なお、持分法会計基準は、「被投資会社と投資会社の会計方針を原則として統一する」（持分法会計基準第 9 項）ことを新たに定めるために、実務対応報告第 24 号「持分法適用関連会社の会計処理の適用に関する当面の取扱い」とあわせて平成 20 年 3 月に公表され、また、平成 20 年 12 月には、企業結合関連の見直しに伴い、負ののれん等の取扱いを定めるべく改正が行われている（持分法会計基準第 12 項等参照）。これらの早期適用については、上述の会計基準の設定

において持分法を適用した注記を行っている場合も同様となる。

これらの会計基準及び適用指針の適用初年度においては、いずれも会計基準の変更に伴う会計方針の変更として取り扱うが、会計方針の変更による影響額の注記は要しないとされており、会計基準及び適用指針の適用日における従来の会計処理の見直し及び遡及的な処理は行わないこととされている。ただし、連結会計基準では、従来、部分時価評価法により評価していた子会社について、その他連結財務諸表に係る事項についての適用初年度の期首において、部分時価評価法により計上されてきた評価差額を、全面時価評価法による評価差額の親会社持分額として引き継ぎ、変更により新たに計上すべき評価差額の少数株主持分額は、親会社持分額を基に、当該日における持分比率により算定することとなり、会計方針の変更による影響額の注記が必要となる。

また、これらの会計基準及び適用指針を早期適用する場合には、一斉に行うものとされている。

以 上

及び改正趣旨に鑑み、平成 20 年 3 月公表(持分法会計基準 18 項及び実務対応報告第 24 号)と平成 20 年 12 月改正(持分法会計基準 18-2 項)の双方の早期適用を妨げるものではないが、どちらかを早期適用することも可能であると考えられる。